

要介護4・5の方も税申告の際は
認定書が必要です!!

要介護認定者で税の障害者控除を申告される方へ

～ 障害者控除対象者認定書 交付手続のお知らせ ～

☆ 令和元年（令和元年12月31日認定基準日）の認定書の発行は
令和2年1月下旬から受付いたします。

税務署等へ税申告をする際に、申告する本人、または、扶養親族が障害者（または、特別障害者）の場合、『障害者（特別障害者）控除』として、一定金額を所得から控除できる制度があります。この制度は一般的に障害者手帳等をお持ちの方が対象ですが、**要介護認定を受けている方も対象**になる場合があります、江戸川区では基準日（毎年12月31日）に要介護4・5の方、または、要介護1～3の方で基準に合致する方は、障害者（特別障害者）控除を受けることができます。

要介護認定者の方が障害者（特別障害者）控除を受けるためには、区が交付する『障害者控除対象者認定書』が必要で、この認定書が必要な方は下記の「障害者控除対象者認定手続の流れ」を参照のうえ、ご申請ください。

障害者控除対象者認定手続の流れ

税務署等へ所得控除申告をしたい

はい

65歳以上である

いいえ

対象になりません

はい

基準日時点で要介護認定を受けている（要支援を除く）

はい

要介護4・5である

いいえ

要介護1～3である

はい

介護保険課に電話等で基準の確認をする

はい

基準に合致する

いいえ

対象になりません

はい

介護保険課に郵送、または、来所で認定書の交付申請をする

認定書交付後、控除申告をしてください

※ **障害者手帳等をお持ちの方はその手帳で控除申告をすることができます。**
詳しくは税務署にご確認ください。

※ **江戸川区外に住所地（住民票）がある方の認定書は住所地の区市町村にお問い合わせください。**

★障害者手帳等による普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方は本制度を申請することができます。基準については、介護保険課にお問い合わせください。

<お問い合わせ・申請先>（郵送による申請もできます。）

江戸川区介護保険課（江戸川区役所南棟2階②番窓口）

電話5662-0843（直通）

[障害者控除対象者認定申請書](#)（こちらをクリックしてください。）

* ダウンロードできない方は、江戸川区介護保険課認定係（03-5662-0843）までご連絡ください。

申請に必要なもの

【窓口で申請の場合】

1. 控除対象者の介護保険被保険者証※コピー可
2. 窓口来庁者の本人確認証（運転免許証、健康保険証など）

【郵送で申請の場合】<送料はお客様負担となります。>

1. 障害者控除対象者認定申請書（ホームページからダウンロードしたもの）
2. 控除対象者の介護保険被保険者証のコピー
3. 返信用封筒（返信先を記入し、切手を貼付したもの）

* 江戸川区に転入された方については、江戸川区に判定をするための情報がない場合があります。お問い合わせ先までご連絡ください。

◎申請書送付先
〒132-8501（住所不要）
江戸川区介護保険課認定係行

<よくある質問>

1. 亡くなった家族の分は申請できますか？
→必要書類が上記と変わる場合があります。お問い合わせ先までご連絡ください。
2. 税金がどれくらい安くなりますか？
→その方の状況で変わるので下記の窓口にご相談ください。

江戸川北税務署／電話：03-3683-4281

江戸川南税務署／電話：03-5658-9311

江戸川区総務部課税課／電話：03-5662-1009 または 03-5662-1008